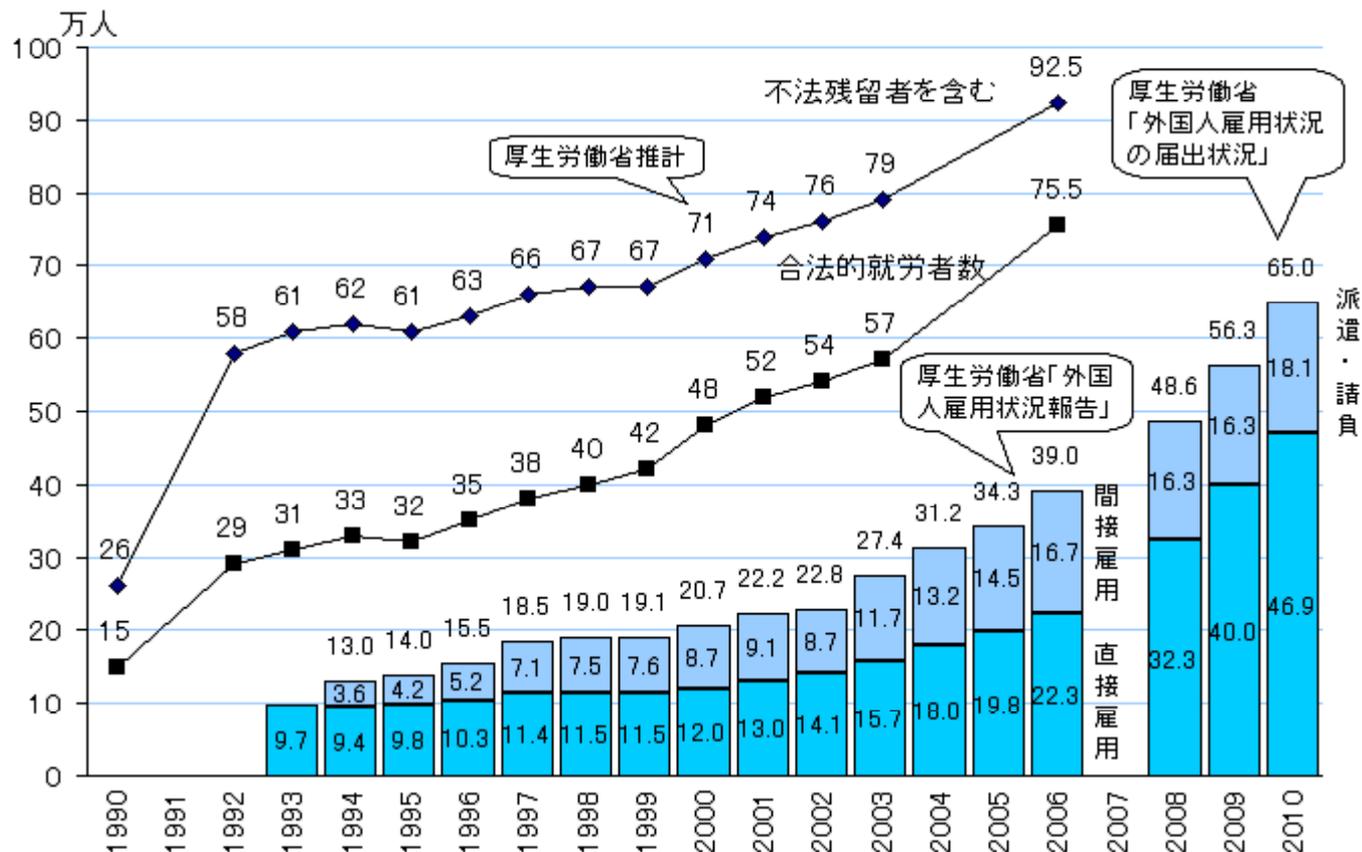


外国人労働者の 統計

西谷沙紀

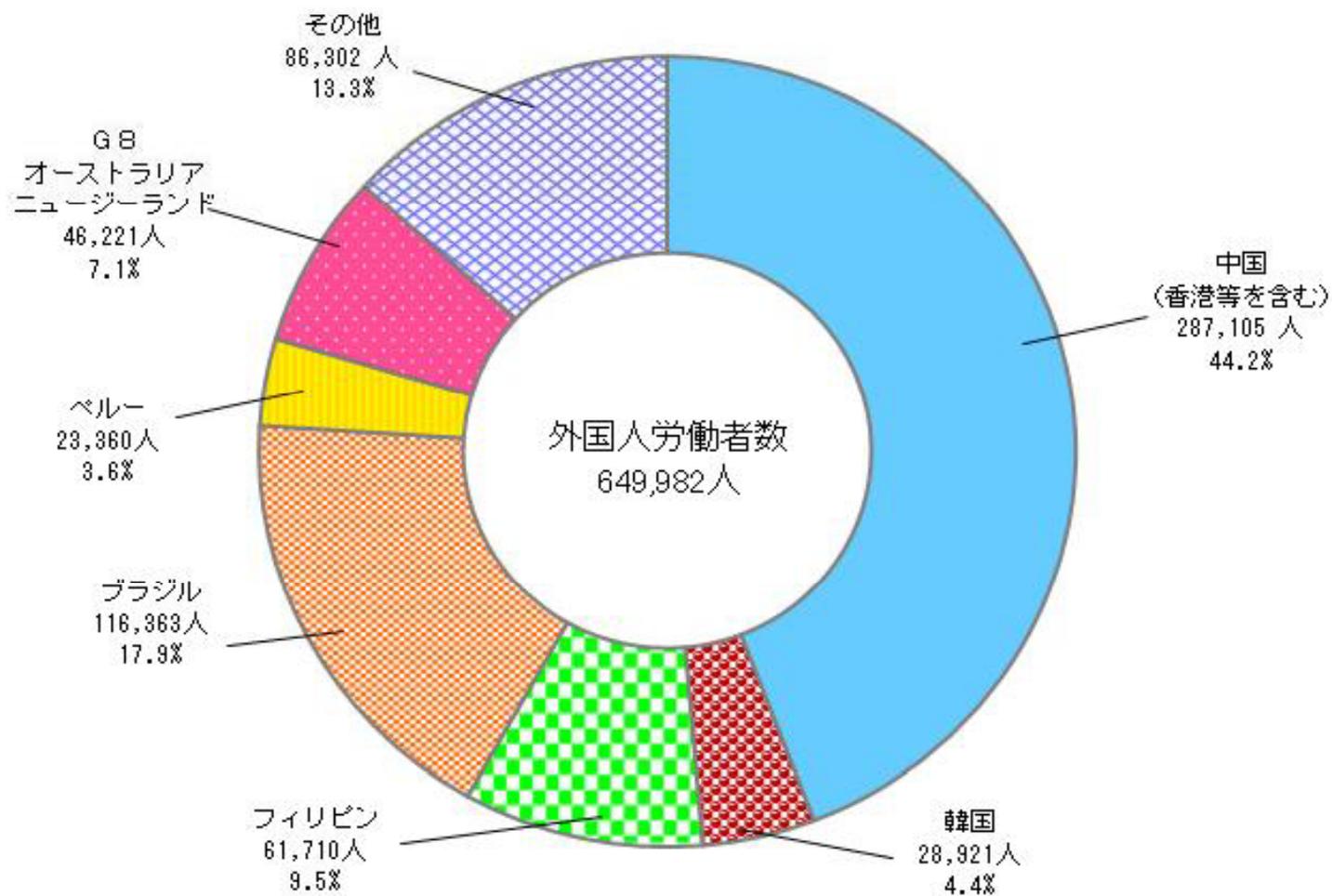
外国人労働者数の推移

外国人労働者数の推移



厚生労働省「外国人雇用状況報告」（各年6月1日現在）及び、「外国人雇用状況の届け出状況について」（10月末現在）

図1 国籍別外国人労働者の割合



平成22年10月末現在

図4 産業別外国人雇用事業所の割合

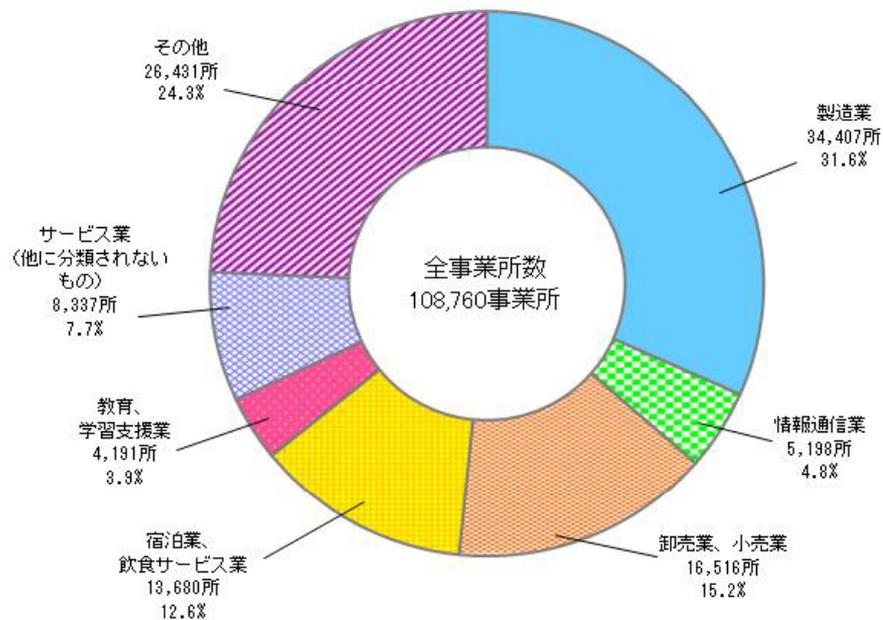
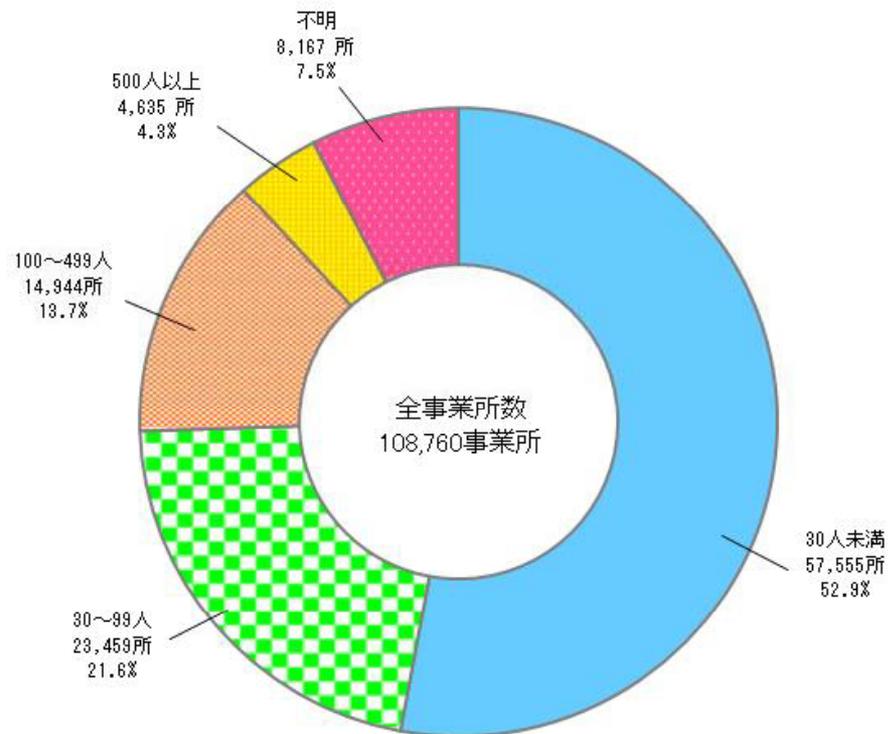


図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



平成22年10月末現在

入管法が定める在留資格の内容は以下のとおり

- 「研修」...本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動。就労は認められていない。
- 「留学」...本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動。一定の条件の下でアルバイト活動が認められる。
- 「就学」...本邦の高等学校等又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動。一定の条件の下でアルバイト活動が認められる。

平成18年度の外国人登録者のうち・・・

研修→70519人

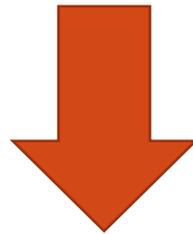
留学→131789人

修学→36721人

- 「研修」の在留資格による新規入国者数及び外国人登録者数は、新規入国者及び外国人登録者ともに増加している。
- 「留学」及び「就学」の在留資格による外国人新規入国者数は、ともに平成16年に大幅に減少している。これは平成15年11月から留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するかの審査を徹底した結果によるものと思われる。

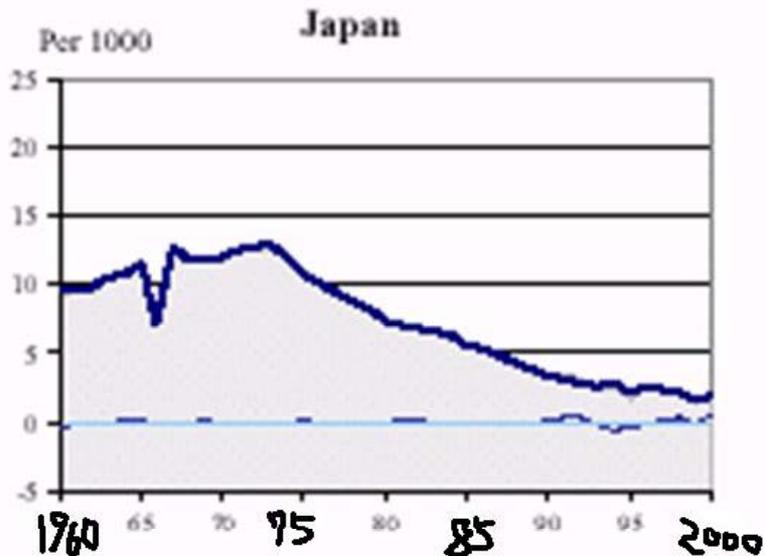
韓国との比較

- 韓国外交部に取ると、2008年現在登録されている在外国民は約100万人だが、登録されていない移民者を合わせると300万人にのぼると推定されている。

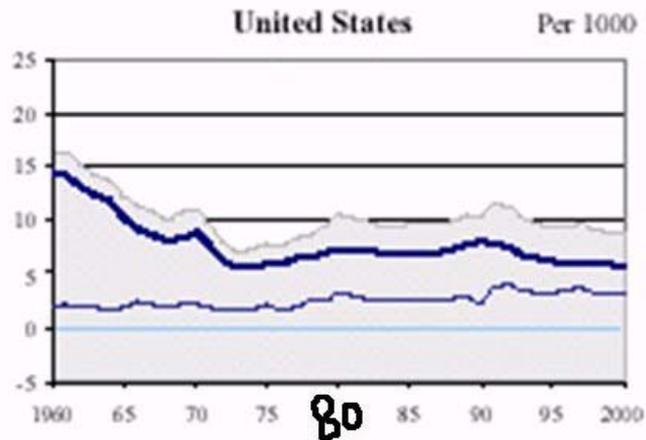


韓国の2008年の人口は約4860万人なので、人口に対する移民の割合は約6%である。一方、2006年の日本での移民の割合は1.63%。隣国韓国に比べ、日本の在外国民は少ないといえる。

- 韓国では2000年以降、毎年約2万5000人が海外に流出しており、優秀な人材の流出が問題となっている。



日本の純移民流入率は非常に小さく人口増にはほとんど影響を与えていない。このため、出生率の低下に直結して人口増加率の低下が起こっている。よって、1970年代半ばまでは1%水準以上の人口増加率を示していたが、近年は0.2~0.3%程度の増加となり、もうすぐ人口減に転じると予測されている。



米国では年率1%近い人口増加率を継続しているが、自然増の半分ぐらいは移民増によって人口増が支えられている。

外国人研修・技能実習制度

- 第1章 概要
- (1) 研修制度
 - (2) 技能実習制度
 - (3) 制度の流れ
- 第2章 制度の現状と改善点

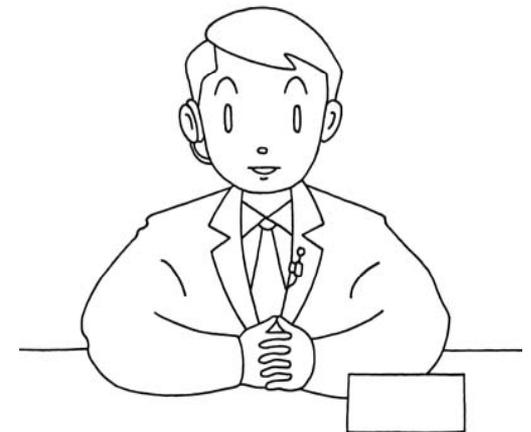
阿川 るい

前置き

外国人研修・技能実習制度の趣旨

外国人研修・技能実習制度の趣旨

- ①技術・ノウハウの移転を通じた国際貢献
- ②外国人材が収入を得ながら技能を修得する
機会の提供
- ③わが国における産業人材の確保



第1章 (1) 外国人研修制度の概要

・外国人研修制度とは・・・

→諸外国の労働者を受け入れ、おおむね1年以内の期間に、我が国の産業・職業上の技術・技能・知識の修得を支援することを内容とする。

・外国人が研修制度を受けるためには・・・

→「研修」という在留資格が必要。

研修とは

本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術・技能または知識の習得する活動

→技術を学ぶことが目的であり、就労活動はできない。

⇒報酬は受け取れない！

第1章 (1) 外国人研修制度の概要

・研修内容

- ① **実務研修**・・・研修生が生産現場で実際に商品の生産活動に従事したり、店頭で商品の販売活動に携わったりしながら実際の仕事を通じて、技術、技能および知識を習得する研修をいう。

全体の3分の2以下の時間

- ② **非実務研修**・・・実務研修以外の、いわゆる座学中心の研修。日本語教育、生活指導、安全教育、実習室における基礎技術の実習訓練など。

・研修生受け入れ機関の義務

→研修生用の宿泊施設および研修施設の確保、生活指導員を置くこと、研修中の保険の加入することなど。

第1章 (2) 技能実習制度の概要

・外国人技能実習制度とは…

→研修期間と合わせて最長3年の期間において、研修生が研修により習得した技術・技能・知識を雇用関係の下、より実践的かつ実務的に習熟することを内容とする。

・技能実習制度を受けるには…

→研修により一定水準以上(国の技能検定「基礎2級」相当以上)の技術を習得すれば、在留資格が「特定活動」へ変更される。

ただし！

- ・研修を受けた機関と同一の機関で行わなければならない。
- ・技能実習で使用できるのは、研修で習得した技術と同一のものでなければならない。

第1章 (2) 技能実習制度の概要

・技能実習の内容

→公的に評価でき、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。

具体的には・・・技能検定基礎1級および2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等51種・財団法人国際研修協力機構(「JITCO」)が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等11職種の計62職種

・技能実習生の扱い

→労働者としての扱いを受ける。 ⇒報酬(賃金)が受け取れる！

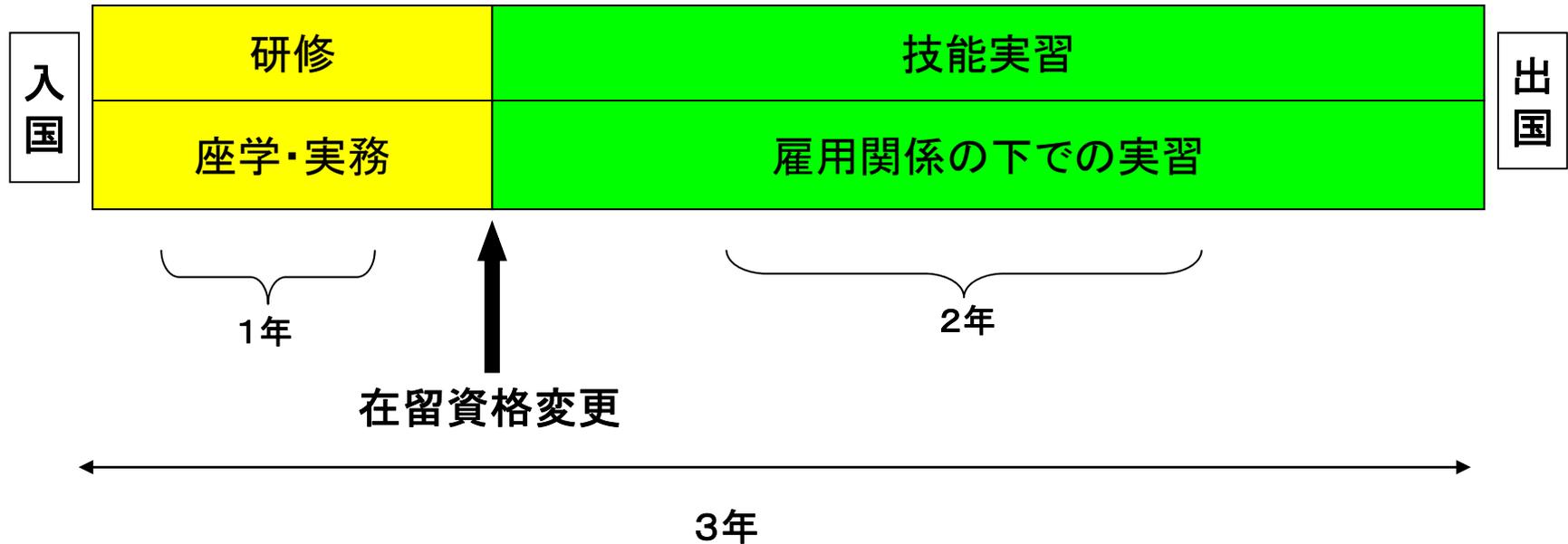
・技能実習生を受け入れる機関の義務

→実習生用の宿泊施設の確保、実習生の帰国旅費の確保など。

第1章 ～まとめ～

	研修	技能実習
1. 対象となる業務・職種 の範囲	入管法令の要件を満たす、 同一の反復作業でない業務	技能検定などの対象とな る62職種
2. 在留資格	研修	特定活動
3. 労働者性の有無	労働者性はなく、就労は 認められない。	労働者として取り扱わ れる
4. 受け入れ機関の生 活保障措置	生活の実費として研修手 当てが支払われる	労働の対価として賃金が 支払われる

第1章 (3) 制度の流れ



第2章 制度の現状と課題

・現状

○平成5年に現在の制度が形作られて以来、外国人研修・技能実習の受け入れ人数は年々増加している。

⇒8割以上の外国人が中小企業で研修・技能実習している。

○不適正事例の増加

受入国側

- ・技能実習中に、適正な賃金の支払いや残業手当への支払いを行わないなどの違反行為
- ・パスポートや通帳を強制的に取り上げるなどの不当な管理

送出国側

- ・出国前に多額の保証金を徴収し、借金を負わせている
- ・途中帰国した場合に多額の違約金を負わせている

第2章 制度の現状と改善点

A. 制度の適正化・厳格化

…先ほどのような問題が起きてしまう理由の一つに、受け入れる企業が制度の趣旨を理解しきれていないことがあるという指摘がある。

「途上国への技能移転の国際貢献」

対応策例

- ①周知・広報の充実…受け入れ企業や研修・技能実習生に、制度の目的や趣旨を知らせるための広報活動を充実させる。
- ②雇用契約書の母国語表記…研修・技能実習生が契約内容を理解した上で雇用契約を結ぶことができるようにする。
- ③日本語教育の義務化…日本語教育や安全教育を義務化し、より徹底させる。

第2章 制度の現状と改善点

B. 制度の高度化、拡充

…技能実習の対象職種の拡大や受入人数枠の拡大などの、制度拡充の要望がある。

対応策例

- ①高度技能実習制度の導入…優秀で意欲のある研修生には、現行の3年の研修・技能実習終了後、更に2年程度の高度な技能を修得する機会を与える。
- ②新たな対象職種の追加…サービス・流通業界での研修・技能実習制度を導入する。
- ③優良な事例の広報…制度趣旨に沿った優良な取り組みをしている企業やその事例を広報する。

第2章 制度の現状と改善点

C. 受入企業などの審査・外部評価制度の導入

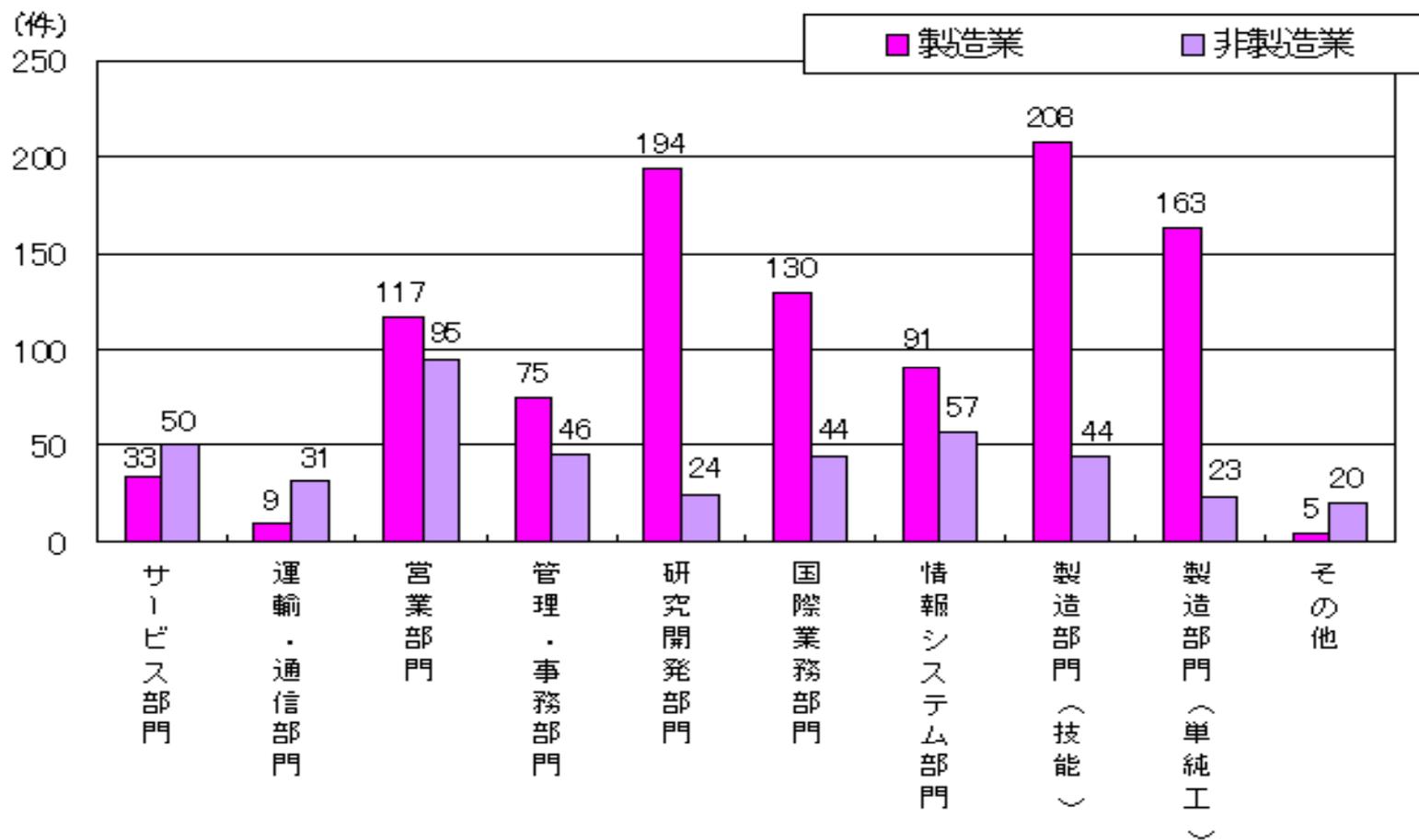
…研修生や技能実習生を受け入れている企業が適正に制度を運用しているかを見るために、外部から評価する制度を取り入れるべきであるという意見がある。

対応策例

- ①受け入れ企業の外部評価…受入企業の研修内容・技能実習内容を評価する制度を導入し、一定以上の評価を得た優良な企業には一定のメリットを与える。
- ②外部評価の活用…優良な企業であるという認定を受けた企業が、高度技能実習制度の受け皿となったり、優良な企業の認定を受けたことを表示することができる。

第2章 制度の現状と改善点

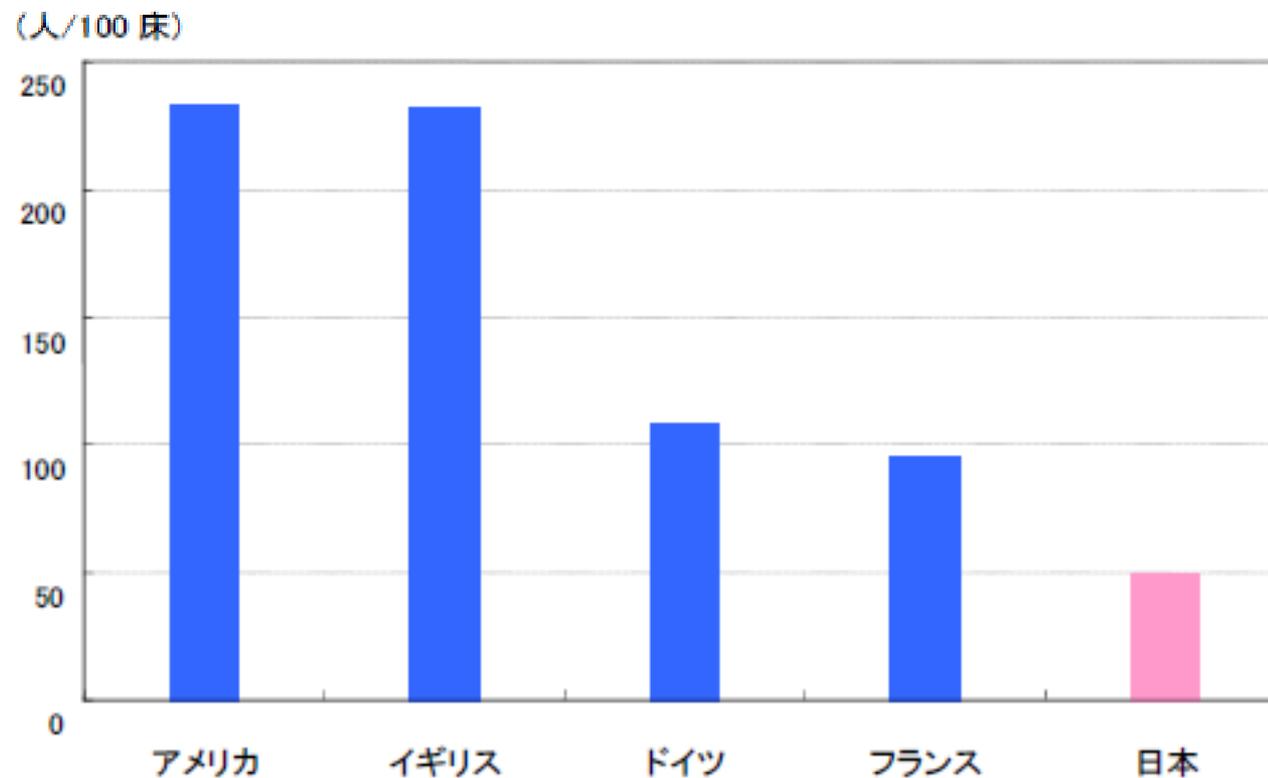
将来労働力不足が懸念される部門



外国人労働者 看護・介護に携わる人材

炭原 美波

看護労働者不足



看護師・介護福祉士不足

主な原因： 低賃金・重労働

平成20年の平均時給

看護師：1916.7円 準看護師1679.4円

福祉施設介護員：1276.9円 ホームヘルパー：1202.8円

離職率

看護師：12.4%

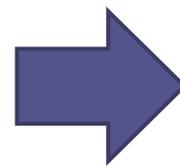
介護福祉士：18.7%

その他の原因

- 機械化が困難であること
- 女性が大半を占めるため、結婚や出産で退職してしまうこと

2008年：日・インドネシア経済連携協定

2009年：日・フィリピン経済連携協定



2010年までに計1124人

現状：定員割れ

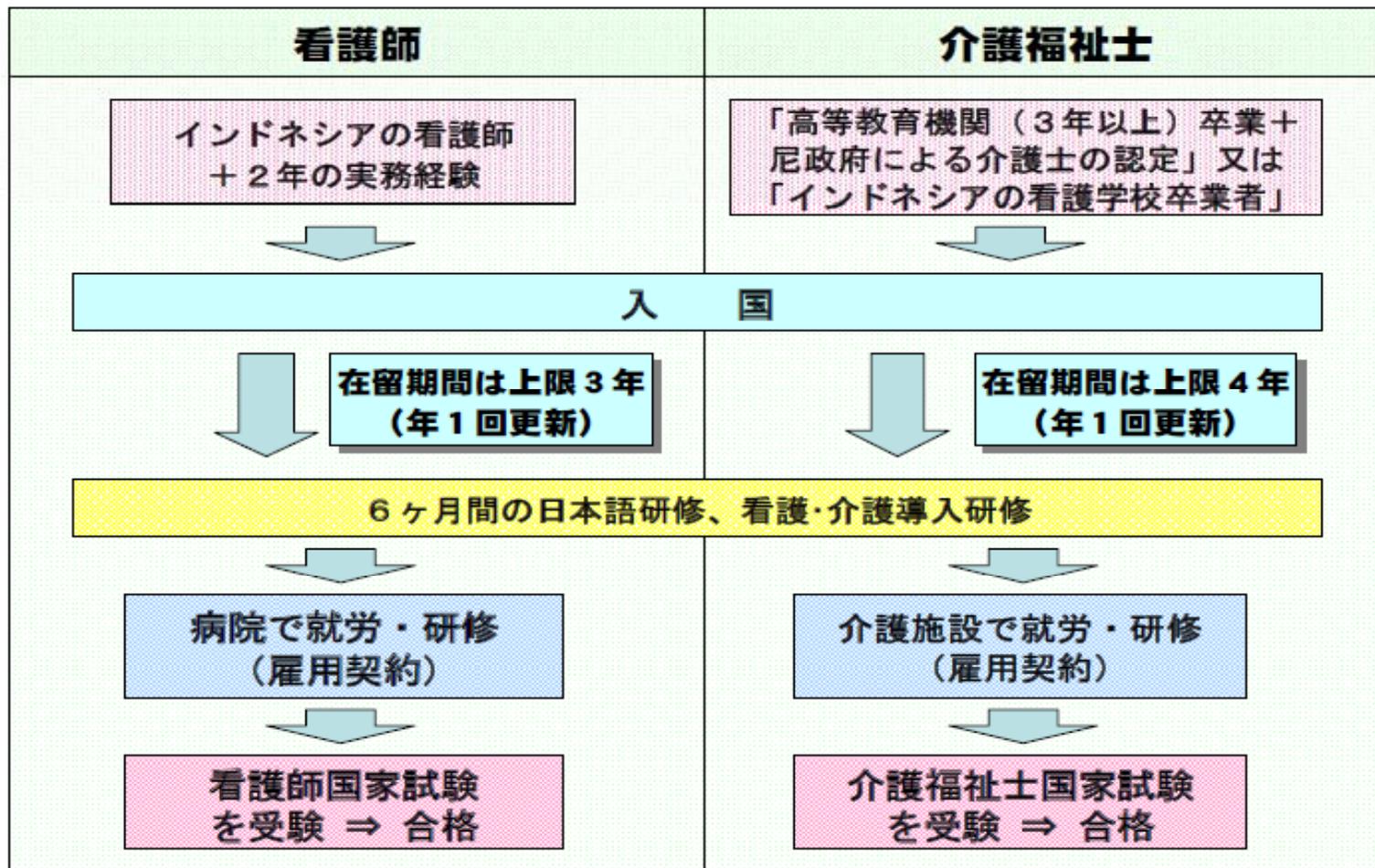
初年度の定員 計 4 5 0 人

実際の求人数 3 5 5 人



原因 受け入れ施設側の消極姿勢

看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※国家試験に不合格の場合(資格を取得しなかった場合)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

外国人看護師・介護福祉士受け入れ制度

	看護師	介護福祉士
目的	国家資格取得と取得後の就労	国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容 (国家資格取得前)	国内の病院での就労・研修 (雇用契約締結)	国内介護施設での就労・研修 (雇用契約締結)
活動内容 (国家資格取得後)	医療施設等で看護して就労	介護施設で介護福祉士として就労
在留期間等	資格取得前：看護師 3 年、介護福祉士 4 年 国家資格不合格：帰国 資格取得後：在留期間上限 3 年、更新回数制限なし	
日本語研修	入国後に 6 ヶ月間の日本語等研修を実施	

受け入れ問題

1. 日本語能力の問題

現時点での日本語能力評価

- 満足 6
- やや満足 2 5
- やや不満 2 7**
- 不満 2 1**
- わからない 3
- 無回答 4

3. 受け入れ施設での問題

2. 国家試験受験方法

受験方法への配慮

- 日本語の振り仮名をつける 3 2
- 母国語・英語による受験 2 8
- 特段の配慮すべきでない 1 3
- その他 1 1
- 無回答 2

4. 送り出し国の問題

対策

- 国内の看護師・介護福祉士の労働条件改善
- 研修期間延長
- 他言語での受験可能へ
- 受け入れ施設サポート